

## 全国B型肝炎訴訟のご案内

全国B型肝炎訴訟とは、幼少期の集団予防接種で注射器を使い回していたことが原因でB型肝炎ウイルスに感染した人が、国の責任を問う裁判です。

平成18年、最高裁判所は、集団予防接種における注射器の使い回しを黙認してきた国の責任を認めました。ところが、その後も国は、全国で苦しんでいる多くのB型肝炎患者を救済せずに放置してきました。そこで、国に対してあらためて全面救済を求めるため、平成20年以降、新潟など全国10か所の裁判所で、700名以上の原告が裁判を続けてきました。

その結果、平成23年1月、裁判所より国の補償基準を定めた所見が示され、5月、原告と国は、裁判所の所見を受け入れ、基本合意を結ぶこととなりました。今後、集団予防接種によりB型肝炎に感染した可能性がある人は、裁判所に提訴して要件をみたすことの確認を受けることで、一定額の補償を国から受けることができるようになります。

国から支払われる補償額は、症状別に、死亡・肝ガン・肝硬変(重症)の場合は3600万円、肝硬変(軽度)の場合は2500万円、慢性肝炎の場合は150～1250万円、キャリアの場合は50万円(その他検査費用等の補償)となる見込みです。

補償を受けるためには、集団予防接種によってB型肝炎に感染したことを検査結果などによって証明する必要があります。

私たち全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団は、B型肝炎によって苦しんでおられる多くの方々が、加害者である国から適切な補償を受けることができるよう、裁判の手助けを行っています。

裁判に参加したい、裁判の状況を知りたいという方は、是非とも下記窓口までお問い合わせください。お問い合わせいただいた方には、詳しい資料をお送りいたします。

(問い合わせ先)

〒951-8062 新潟市中央区西堀前通一番町703番地 西堀一番町ビル6階

全国B型肝炎訴訟新潟事務所

電話 025-223-1130 FAX 025-378-1662

受付時間 月～金 午前9時～午後4時

担当者各位 患者関係者の方がご相談に来られた際にお渡しねがいます。